専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月14日提出

南風原町長 城 間 俊 安

記

1. 専決処分事項

和解及び損害賠償の決定について

2. 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

平成28年8月31日



記

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相 手 方 ---
- 3 事 故 の 概 要 平成28年6月29日(金)17時00分頃、八重瀬町具志頭 番 地の駐車場内において、公用車使用団体が道路に出るため、 公用車を後退にて方向転換する際に、左側後部が相手車両の 左前部と接触し、当該車両を損傷させた。
- 4 損害賠償額 180,580円